

新エネルギーをはじめとする環境関連の研究開発に取り組む企業を応援します！

令和8年度募集

みやぎ環境関連研究開発等

支援事業費

補助金

《利用の手引き》



募集期間

令和8年5月29日（金）17時まで

問合せ先

宮城県環境生活部環境政策課 省エネ・再エネ推進班

TEL：022-211-2664

ホームページ：<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/>

【目 次】

1	目 的	1
2	制度の概要	1
3	申請時の提出書類	4
4	申請にあたっての留意事項	5
5	審査・選考	9
6	スケジュール	10
7	相談・申請先	11

【御注意】

○本事業の利用にあたっては、この手引きの他、下記の物の内容を御確認ください。

みやぎ環境関連研究開発等支援事業費補助金交付要綱

(以下「交付要綱」という。)

※上記の要綱等は、当課ホームページで閲覧・ダウンロードが可能です。

1 目的

この制度は、県内事業者が県内の二酸化炭素排出削減等の環境負荷の低減に資する研究開発等を実施する場合、その経費の一部を補助するものです。

2 制度の概要

(1) 対象事業

補助金の交付対象となる事業は、次のとおりです。

事業区分		内容
Step1:開発着手型		県内の二酸化炭素の排出削減に資する研究開発等の着手の取組
Step2:開発・実証型	課題提示枠	県から提示する以下の二つの課題に関する事業化検討・事業性調査、技術の研究開発・実証事業等 ・エネルギーを「測る」取組（EMS、使用量の可視化・分析等） ・脱炭素燃料（水素、アンモニア、合成メタン、バイオマス等）の利活用
	自由提案枠	課題提示枠以外の再生可能エネルギー活用等、県内の二酸化炭素の排出削減に資する事業化検討・事業性調査、技術の研究開発・実証事業等
Step3:地域未来投資促進法基本計画型		補助事業の終了後、3年以内に宮城県基本計画に基づく地域経済牽引事業計画*の策定が見込まれ、県内の二酸化炭素の排出削減に資する開発等

* 地域未来投資促進法に基づく宮城県基本計画については、宮城県のホームページを御覧ください。

(https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/fukensui/miraiho_keikaku.html)

(2) 対象者

- ①宮城県内に本社又は生産拠点若しくは研究拠点を置く法人その他の団体
(ただし、市町村、一部事務組合その他知事が別に定めるものを除く。)
又は県内の住所地、居住地若しくは事業場などの所在地を納税地として
青色申告を行っている個人事業者
- ②すべての県税に未納がないこと。
- ③過去3年間に、交付決定を受けた環境政策課所掌の補助金において、交
付決定の取消しを受けていないこと。
- ④過去3年間に、要綱別表第3に掲げる法令に違反し、これらの法令に基
づく処罰又は命令その他不利益処分を受けていないこと。
- ⑤物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領(平成27年4月1日施行)
第2条第1項の規定による資格制限又は宮城県建設工事入札参加登録業
者等指名停止要領(平成27年4月1日施行)第2条第1項の規定による指
名停止を受けていないこと。
- ⑥暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)に規定する暴力団又は暴
力団員等でないこと。

【留意事項】

- 申請者(団体形式の構成員を含む)は、同じ事業目的・内容で各事業ごと
に複数回の応募をすることはできません。
- 国、県又は市町村等が実施するほかの補助事業を併用する事業は応募する
ことができません。

(3) 補助対象経費

補助対象経費は、次のとおりです。

区分	内容
機械装置費	機械装置の購入、試作・製作、改良、据付け、借用又は修繕に直接必要な経費
構築物費	構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に直接必要な経費 (構築物は補助事業に必要な不可欠で、補助の対象として適切なプレハブ等の簡易なものに限る)
原材料費	原材料費及び副資材の購入に直接必要な経費
工具器具費	工具器具の購入、試作・製作、改良、据付け、借用及び修繕に直接必要な経費
外注費	分析、加工及び設計等の請負外注に直接必要な経費
指導受入費	外部からの技術指導や知的財産権等の導入に直接必要な経費
共同開発費※	大学、研究機関、事業者等と共同で研究・開発を行う場合に直接必要な経費
旅費	補助事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための調査に直接必要な旅費
委託費	調査・分析委託費、意匠開発委託費
諸経費	補助事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、運送費等
その他経費	知事が特に必要かつ適切と認める経費

※大学、研究機関、事業者等と共同で研究開発を行う場合には、共同研究に関する委託契約を締結しなければなりません。(奨学寄付金によるものは対象外です。)

(4) 補助率、補助限度額

交付する補助金の補助率及び補助限度額は、次のとおりです。

事業区分	補助率	補助限度額	補助事業期間
Step1:開発着手型	3分の2以内	200万円以内	1か年
Step2:開発・実証型	課題提示枠	800万円以内	2か年以内
	自由提案枠	500万円以内	2か年以内
Step3:地域未来投資促進法基本計画型	2分の1以内	1,500万円以内	1か年

* 補助限度額は、1件当たりの単年度の補助限度額です。

* 補助率及び補助額は、予算の状況又は申請件数などの状況により、限度額(上限額)よりも下回る場合があります。

3 申請時の提出書類

提出書類	
1	事業計画書（様式第1号別添1-1）
2	収支予算書（様式第1号別添1-2）
3	暴力団排除に関する誓約書（様式第1号別添1-3）
4	自認書（様式第1号別添1-4）
5	事業計画認定申請書（様式第2号）（開発・実証型に申請する場合であって、補助事業期間が1か年を超える場合に提出すること。）
6	補助事業終了後に見込まれる地域経済牽引事業計画（別紙1）（地域未来投資促進法基本計画型に申請する場合に限る。）
7	事業概要資料 <ul style="list-style-type: none">・別に定める審査会における事業概要の説明に使用するものであって、PowerPoint 又は PDF 形式で作成し、表紙等をあわせて10ページ以内とすること。なお、レイアウト等は任意とする。・「事業の背景・目的」「本事業にて開発を行う設備、デバイス、技術等の概要」「従来技術の課題と解決方法」「参入する市場規模（現状と将来見通し）」「競合が想定される他社の開発動向とそれに対する優位性の根拠」「環境負荷低減効果とその根拠」「月単位での事業スケジュール」「事業完了後の目標と計画」を含む内容であること。
8	事業に関する参考見積書（単価50万円（税抜き）以上の物品については2社以上による相見積もりの上、取得した全てを提出すること。2社以上から徴収できない場合は理由書（任意様式）を添付すること。）
9	知事が別に定める経営診断ツールによる診断結果（新規設立法人の場合は除く。）
10	県税納税証明書（発行から3ヶ月以内のもので、全ての県税に未納がないことを証明するもの）
11	法人にあっては法人の登記簿謄本又は現在事項全部証明書。個人事業者にあっては住民票の写し（発行から3ヶ月以内のもの。）及び青色申告に係る納税地が県内の住所地、居所地又は事業場等の所在地であることを証する書面（事業所得に係る納税通知書等。写し可）
12	直近1年間の財務諸表（ただし、直近1年間の決算が赤字の場合は、直近3年間の財務諸表。個人事業主の場合は確定申告書の写し）
13	法人にあっては会社概要（会社案内のパンフレット等）。個人事業者にあっては営む事業の概要
14	その他知事が特に必要と認めるもの

4 申請にあたっての留意事項

(1) 見積書の扱いについて

事業費の根拠となる参考見積書については、下記の点に留意してください。

- ・見積書の写しについては、原則、2者以上から取得したものを添付してください（旅費、消耗品の類の事務経費等、見積書の徴収がなじまない経費は除く）。

なお、特注品の購入など、見積書徴収先が1者に限定される場合には、当該事業者の選定理由書を添付してください。

- ・交付申請時に有効な見積書であることを確認してください。
- ・補助対象経費と補助対象外経費が明確に判別できる見積明細を取得してください。
- ・見積条件が統一されていない、対象設備の価格の比較が不可能である等、価格競争が実施されていないと判断した場合、見積書の再提出を求めることがあります。
- ・見積額が一定額を超える設備等の場合は、県が、見積書を発行した者に対して見積内容の確認等を行う場合があります。
- ・交付申請に当たっては、見積額が最低価格であった事業者の見積金額を用いて交付申請いただくこととなりますが、交付決定を受けた補助対象設備の発注については、競争見積を行った者であれば、いずれの事業者でも可能です。

(2) 自社製品などの調達に関する場合について

- ・補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達又は関係会社からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助事業の実績額の中に含まれる補助事業者の利益相当分を次のように取り扱うこととします。

イ利益相当分対象となる調達先

- ・補助事業者が以下の①～③の関係にある会社から調達を受ける場合（他の会社を経由した場合、いわゆる下請会社の場合も含む）は、利益等排除の対象となる。利益等排除の対象範囲には、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社及び関係会社である。

- ①補助事業者自身
- ②100%同一の資本に属するグループ企業
- ③補助事業者の関係会社（②を除く）

----- 《参考》 -----

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）

（抄）

（定義）

第8条 1～2（略）

- 3 この規則において「親会社」とは、他の会社等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。以下「意思決定機関」という。）を支配している会社等をいい、「子会社」とは、当該他の会社等をいう。親会社及び子会社又は子会社が、他の会社等の意思決定機関を支配している場合における当該他の会社等も、その親会社の子会社とみなす。
- 4 前項に規定する他の会社等の意思決定機関を支配している会社等とは、次の各号に掲げる会社等をいう。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められる会社等は、この限りでない。
- 一～三（略）
- 5 この規則において「関連会社」とは、会社等及び当該会社等の子会社が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の会社等をいう。
- 6～7（略）
- 8 この規則において「関係会社」とは、財務諸表提出会社の親会社、子会社及び関連会社並びに財務諸表提出会社が他の会社等の関連会社である場合における当該他の会社等（第十七項第四号において「その他の関係会社」という。）をいう。
- 9～69（略）

ロ補助対象経費の取扱い

①補助事業者の自社調達の場合

原価をもって補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の「製造原価」をいう。

②100%同一の資本に属するグループ企業からの調達の場合

取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する売上総利益の割合（以下「売上総利益率」といい、売上総利益率がマイナスの場合は0とする）をもって取引価格から利益相当額を除く。

③補助事業者の関係会社（②を除く）からの調達の場合

取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる場合、取引価格をもって補助対象経費とする。これによりがたい場合は、調達先の直近年度の決算報告（単独の損益計算書）における売上高に対する営業利益の割合（以下「営業利益率」といい、営業利益率がマイナスの場合は0とする）をもって取引価格から利益相当額を除く。

※「製造原価」及び「販売費及び一般管理費」については、それが当該調達品に対する経費であることを証明する資料を別途用意し、提出すること。

(3) 他補助金とあわせて申請する場合について

- ・本補助金は、県が実施するほかの補助事業以外の他の補助金との併用を認めますが、他の補助金が県の補助金との併用を認めているかどうかは、申請時において確認する必要があります。

×併用不可：県が実施するほかの補助事業

○併用可：みやぎ環境交付金事業として実施される市町村補助金、国の補助金等

- ・他の補助金（みやぎ環境交付金事業として実施される市町村補助金を除く）と本補助金を併用する場合、補助金の合計額が、本補助金の補助対象経費に占める割合は3分の2を上限とします。
- ・みやぎ環境交付金事業として実施される市町村補助金と本補助金を併用する場合、市町村の補助制度における補助金の合計額等の上限については、各市町村に確認してください。
- ・基本的な場合（補助率 1/3 以内）における本補助金の額の考え方は、次のとおりとします。

$$\frac{A+B}{\alpha} = \frac{2}{3} \quad \therefore B = \frac{2}{3} \times \alpha - A$$

ただし

$$\frac{B}{\alpha} > \frac{1}{3} \quad \text{である場合は、} B = \alpha \times \frac{1}{3} \quad \text{とします。}$$

(α ：補助対象経費、A：他の補助金額、B：本補助金額)

※上式において、 $2/3 \times \alpha$ に1円未満の端数が生じる場合には、切り捨てるものとします。

また、Bについては、千円以下を切り捨てるものとします。

事業費全体 β			
他補助金 A	本補助金 B	C	補助対象外 D
A	B		
補助対象経費 $\alpha \times 2/3$			
補助対象経費 α			

なお、具体的な補助率の算定の方法は次の例を参考とします。

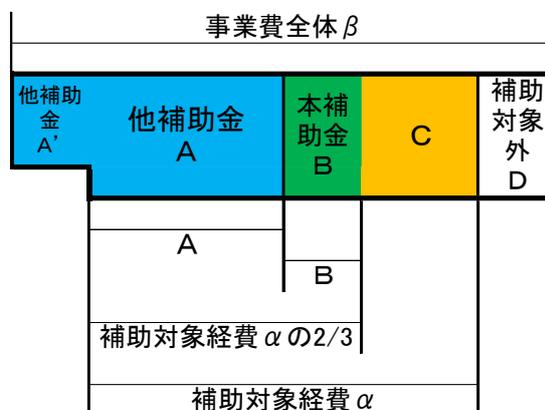
イ 本補助金と他の補助金（みやぎ環境交付金事業として実施される市町村補助金を除く）の補助対象経費の範囲が同じである場合

例えば、他の補助金 A の補助率が $1/3$ である場合には本補助金 B の補助率も $1/3$ となります。

また、例えば、他の補助金額 A の補助率が $1/2$ である場合には、本補助金 B の補助率を $1/3$ とすると、A と B の合計が α の $2/3$ を越えることから、B の補助率は、 $2/3 - 1/2 = 1/6$ となります。

ロ 本補助金と他の補助金（みやぎ環境交付金事業として実施される市町村補助金等を除く）の補助対象経費の範囲が異なる場合

例えば下図において、国の補助金のうち、本補助金の補助対象経費外である A' を除いて本補助金の額を算定します。

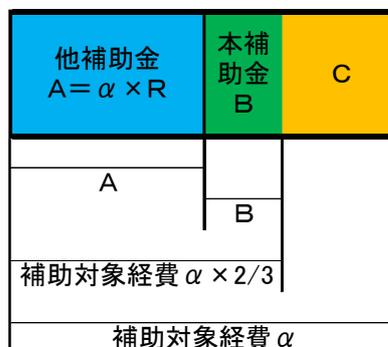


ハ 交付金等、対象経費が明確にされずに一定額が支給される資金と併用する場合

例えば下図において事業費全体に占める交付金等の割合 R を算定したち、

$$A = \alpha \times R$$

によって、補助対象経費における他補助金の額 A の推定額を算定したち、上記と同様に本補助金の額 B を算定します。



5 審査・選考

- (1) 申請書、添付書類等に不備のないことが確認された後に、受付となります。
- (2) 県は、内容確認のため、ヒアリングや現地調査を実施することがあります。
- (3) 県は、申請受付約1ヶ月後に審査会を開催し交付を決定します。

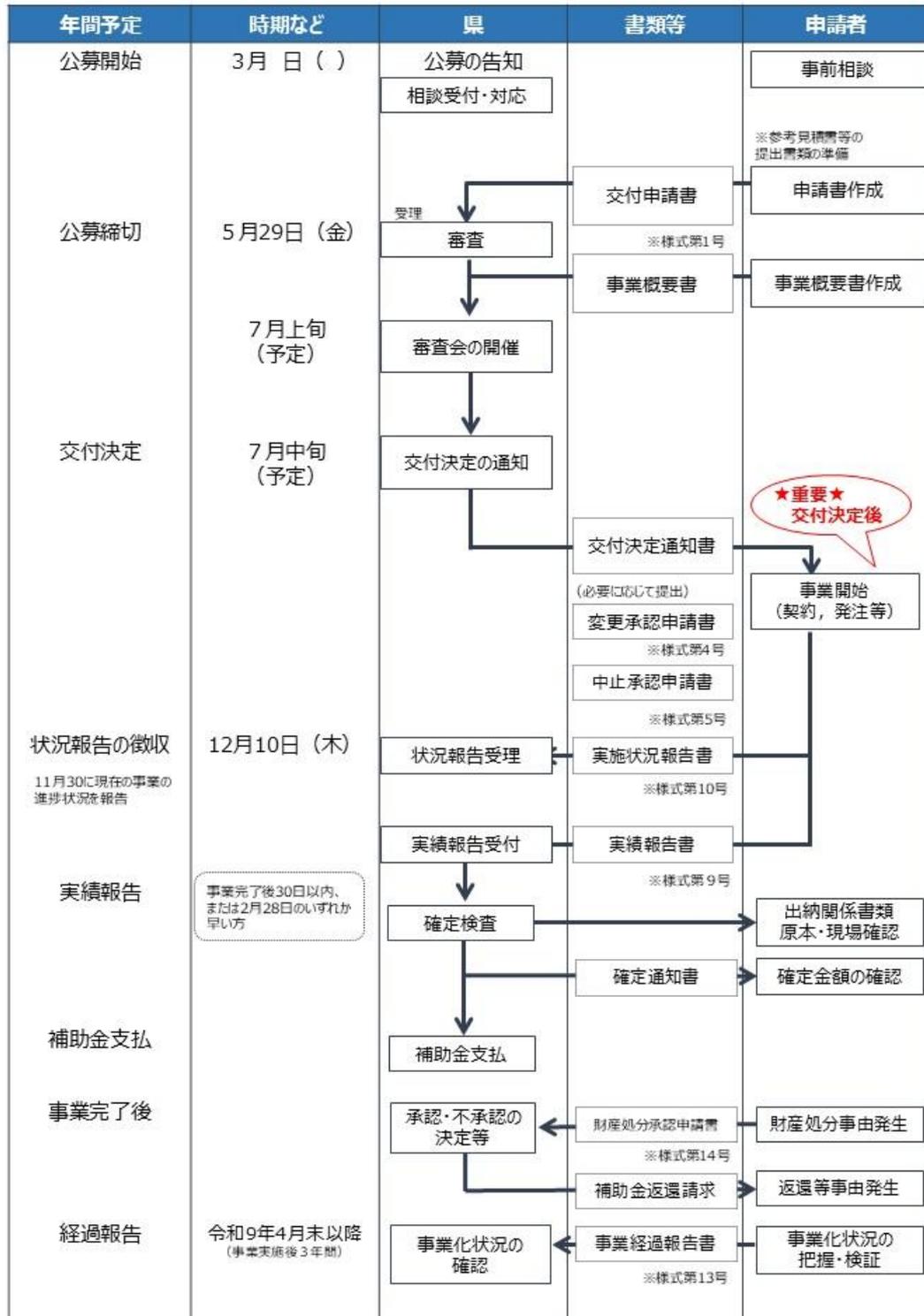
審査項目は以下のとおりです。

審査項目	評価事項
① 事業効果の 妥当性	(1) 環境負荷低減の直接的効果
	(2) 環境負荷低減の間接的な効果
	(3) 周辺の自然・生活環境への負荷
	(4) その他の事業効果
② 事業計画の 妥当性、実現 可能性	(1) 県の施策との整合性
	(2) 事業の実施内容の適切性
	(3) 事業内容の具体性、実現可能性 及び経費と規模の妥当性
	(4) 関係法令などの理解度及びス ケジュールの妥当性、適切性
	(5) 経費の妥当性
③ 事業実施主 体の適格性	(1) 実施体制(人員、役割分担、命 令・連絡系統等)
	(2) 財務基盤(事業者の健全性等)
	(3) 必要な技術・専門知識の有無
	(4) 社会貢献度(CSR、環境経営、経 営者資質等)
④ 事業計画等 の将来性	(1) 市場の成長性、安定性
	(2) 事業の実現可能性、継続の見込 み
	(3) 事業の新規性、発展性

- (4) 交付決定の審査には、各期間の締め切り日から2ヶ月程度を要します。ただし、事審査期間が前後することがありますので、予めご了承願います。

6 スケジュール

募集開始から、補助金の振込等に至る流れは、次のとおりです。



7 相談・申請先

申請書等は、原則電子申請システム（URL は環境政策課ホームページ又は以下をご確認ください。）、でご提出ください。

URL : <https://logoform.jp/form/GQGB/974956>

その他、事業についての御相談、不明の点の確認等については下記まで御連絡ください。

宮城県環境生活部環境政策課 省エネ・再エネ推進班

TEL 022-211-2664

FAX 022-211-2669

E-mail kankyoss@pref.miyagi.lg.jp

HP <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-s/index.html>

宮城県 環境政策課

検索 